

令和8年第1回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年3月6日（金）

○西本眞造議員（登壇）

通告に従い、以下7項目について質問させていただきます。

第1項目めは、住宅施策についてお聞きします。

まず初めは、建物の区分所有者等に関する法律、いわゆるマンション区分所有法改正についてお伺いします。

マンションは国民の1割以上が居住する重要な居住形態であり、姫路市においても多くの市民がマンションの住民であり、しかもその数は年々増加しています。

分譲マンションには建物の区分所有等に関する法律、いわゆる区分所有法という民法の特別法として定められた法律が適用されます。

区分所有者が単独で所有している住戸の内部空間を占有部分、それに対して建物全体のエントランスやエレベーター、廊下など区分所有者全員で共有しているのが共有部分です。

安心、快適に暮らし、資産としての価値を保つために、区分所有者でつくられている管理組合も区分所有法で定められています。

年に一度以上開かれる組合総会で議決される議題のうち、マンションの管理において日常的な管理運営に関する事項は普通決議事項に分類されます。

普通決議事項の例としては、共有部分の利用ルールを決めるための細則の制定や変更、管理費や修繕積立金の使途、管理組合の活動に関する報告の承認などがあります。

一方、普通決議事項に比べてより重要なマンションの構造や運営に深刻な影響を及ぼす事項、例えば、建て替えや共有部分の重大な改修などが該当する案件は特別決議事項とされ、承認される条件が厳しくなり、多くの区分所有者の賛成が必要となり議決が困難な場合があります。

そこでお伺いします。

本年令和8年4月1日から施行される区分所有者法改正により、マンション管理の基盤が大きく変わると言われています。

この法改正がどのようなものなのか。また、マンションに住む方にとってどのような影響があるのか、お聞かせください。

続いて、マンション管理計画認定制度についてお伺いします。

マンションを購入や相続等で所有する区分所有者になった瞬間から必ず管理組合の一員となり、組合員としてマンションの運営に関する権利を持つ一方で、共有部分の管理に関する義務も負いますが、管理に無関心な住民が多いとマンションの劣化が進むといった悪循環に陥ります。

管理に関心のある住民が多いと管理費や修繕積立金の使途に対する監視も自然と強まり、理事会や管理会社にも緊張感が生まれます。しっかりと運営されている管理組合のマンションは資産価値にも差が出ます。

本市において、令和5年4月に姫路市マンション管理適正化推進計画を策定するとともにマンション管理計画認定制度を開始しました。制度開始以来3年がたちますが、現在の状況をお知らせください。

最後に、マンションにおける民泊についてお聞きします。

2018年6月から、住宅宿泊事業法の施行により分譲マンションでの民泊事業が可能になりました。

しかし、騒音、ごみ出しなどの宿泊者のマナーをめぐって居住者とトラブルを起こす可能性があるため、法施行に先立ち、2017年8月、国土交通省はマンション標準管理規約を改正し、住宅宿泊事業法いわゆる民泊の実施を禁止するかどうかを明記する規定例を示しました。

これを受け、組合の総会で民泊禁止を決議したり管理規約を変更したりして民泊を禁止するマンションも多くあります。

そこでお伺いします。

法施行以来、本市におけるマンションでの民泊の申請やトラブルの情報についてお聞かせください。

あわせて、マンション以外の民泊の状況についてもお聞かせください。

次に、市営住宅に入居の際、火災保険等の加入を条件に加えてはどうかということについてお伺いします。

市営住宅において火災や水漏れを起こし、周辺の住戸や市に損害を与えた場合、入居者が多額の補償の責任を負う場合があります。予期せぬ被害を受け、他責であっても補償されない場合もあります。

もしもの場合に備えて、火災保険等、家財補償や借家人賠償責任保険、個人賠償責任補償がある保険に加入することを勧めるべきではないかと考えます。

本市において、損害保険や火災保険への加入をどのように促しているのか、お聞かせください。

民間のアパート等の入居者は火災保険に入ることが求

められることが多く、加入しないと賃貸契約が結べない場合もあります。入居者を守るためにも保険加入が必要と考えます。ご見解をお聞かせください。

2項目めは、林業の振興についてお伺いします。

かつて多様に活用されていた里山林は数十年放置され、荒廃した森林が増加しているとともに、近年、特に高齢広葉樹のコナラ、クヌギ、シイ等のカシノナガキイムシによるナラ枯れ被害が拡大傾向にあり、森林の持つ公益的機能が十分に発揮できなくなっていることが危惧されます。

これら放置された里山林について適正な森林整備を実施し、災害及び鳥獣害防止とともに森林の持つ多面的機能の発揮を図ることが必要です。

今後の姫路市林業推進については、林業事業者の若手新規就業者の確保、育成が不可欠で、まだまだ山林作業は人手に頼るところが多く、若手後継者の定着率を上げることが不可欠です。

そこでお伺いします。

人材の確保と育成支援についてどのようにお考えでしょうか。

林業科専攻の学生の確保や雨天時における休業補償等収入の安定のほか、資格取得への助成についてお考えをお聞かせください。

次に、作業の安全対策についてお聞きします。

危険が伴う作業単価の見直しや安全器具品の助成のほか、蜂刺され災害への対策などの支援についてお聞かせください。

次に、林業の振興のために地元産の木材の積極的な活用が必要と考えます。

木材活用をどのように推進されているのかお聞かせください。

姫路市の広大な森林資源の有効活用と森林の多面的機能を発揮させるための積極的な森林・林業施策の展開が重要な課題であり、これらの一層の事業展開を図るには森林地籍調査事業など、森林境界調査、森林現況調査等が重要となってきます。

姫路市森林地籍調査事業など、森林境界調査の進捗状況についてお聞かせください。

次に、森林整備の推進についてお伺いします。

本市は、森林法第10条の5第1項の規定に基づき、姫路市森林整備計画を策定されています。

森林の所有者が自治体などの場合は施策の推進が可能

と考えますが、個人において適切な管理ができないことも多々あると聞いています。

本市は、このような状況への対策として未整備森林の解消に取り組まれているのか、お聞かせください。

3項目めは、新年度導入されようとしている被災者生活再建支援システムについてお伺いします。

全国的に災害が発生する中、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者の生活再建を支援する各種制度があります。

災害が発生し、被災された方は大変な状況に陥っていることが考えられます。自宅にはおれず、連絡手段も制限されていることも往々にしてあります。

そのような被災者からの申出を待っている、支援は進むことはありません。迅速な支援を進めるためには、いわゆるプッシュ型の調査が必要と考えます。

そのためには、調査に当たるための人選を行い、体制を組み、速やかに調査を開始することが必要と考えます。

一方、様々被害を受けた方からの問合せも集中することが予測されます。いわゆるプル型の体制も整える必要があると考えます。いずれにしても、被害を受けた方への支援が遅滞なく行われることが大切です。

本市が導入されようとしている被災者再建支援システムの概要と導入効果についてお聞かせください。

4項目めは、消防の取組についてお伺いします。

まず、新たな火災原因への取組についてお聞きします。

新エネルギーを利用する発電施設や製品等における火災事例の発生があります。従来とは異なる消防活動が求められる場面が増えてきており、適切な消防活動が行われるよう対策を講じる必要があります。

2024年4月に、宮城県仙台市にあるメガソーラー発電所では火災が発生し、消防車50台以上、消防隊員・団員200人以上が駆けつけましたが、感電のおそれがあるためすぐには手が出せず、22時間後の翌日になってようやく鎮火しました。

また、鹿児島県伊佐市では、メガソーラーの蓄電設備が入った建屋が爆発し、消防隊員4人が火傷を負い、重傷者も出ました。メガソーラー発電所における火災は感電のおそれや発電を続けているため、消火しようとしても手が出せなく、自然鎮火を待たなければなりませんでした。

また、地球温暖化対策が進む中、次世代自動車の普及が進んでいます。

電気自動車の普及が進む中で、リチウムイオン電池を搭載した電気自動車が一度発火すると火がなかなか消えず、従来の消火活動が通用しにくいという問題が指摘されています。

一言で電気自動車といってもハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等があり、それぞれ車種別の特徴を踏まえた交通事故現場における確かな消火や救助活動が必要と考えます。

さらに、私たちの生活に欠かせない携帯電話、パソコン、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ、携帯用扇風機など、日常生活で身につけたり持ち歩いたりする様々な製品に使用され、広く普及しているリチウムイオン蓄電池が発火原因となる火災が増加していることへの対応が必要になっています。

新たな火災原因への対策及び消火、救助及び予防への取組はどのように行われているのかについてお聞かせください。

次に、感震ブレーカー設置助成についてお聞きします。

新年度、地震等の電気火災対策の推進のために、感震ブレーカーの設置に機器購入費助成が計画されています。

まず、その内容についてお聞かせください。

過去の大規模地震では、電気に起因する火災が甚大な被害をもたらしてきました。

1995年の阪神・淡路大震災では原因が特定された火災の約6割、2011年の東日本大震災では約5割以上が電気火災でした。2024年の能登半島地震で発生した輪島市の大規模火災においても、電気系統が出火原因となった可能性が指摘されています。

感震ブレーカーの設置を促進すべきであると、かねてから会派要望において助成制度の創設を求めてきました。

この機器には分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプなどありますが、助成される機種に制限はあるのでしょうか。

また、どのように制度を周知し設置を促進しているのかお聞かせください。

また、設置に当たり県が定める密集地との条件がありますが、具体的にお示しください。

5項目めは、消防団員の確保についてお聞きします。

新年度、防災会議に女性の視点を反映させ、誰もが安心できる避難所運営を実現していくことが計画されています。計画段階で女性の視点を入れることは重要です。

あわせて、地域の安全安心を守ってくださっている消防団員にも女性の存在は重要と考えます。元分団長であった方から、「様々な活動の現場で女性団員の必要性を感じた場面があった」と聞きました。

そこでお伺いします。

本市の女性消防団員の状況についてお知らせください。

また今後、増員などお考えについてお聞かせください。

地域の安全安心の大きな支えとなっている消防団の存在は大変大きく重要です。個人の時間を使い献身的な活動に、改めて心から感謝申し上げます。少子高齢化の社会にあって、消防団が維持され続けることが大切です。

消防団員確保のため、以下についてお聞きします。

全国的なサービスで、消防団員の皆さんと家族に対し、感謝の気持ちを込めて割引などサービスをする消防団応援の店という制度があります。

本市において、このようなサービスはどのような状況なのか、お知らせください。

この件については、昨日同様の質問があり、消防団員を応援する兵庫県の制度があること、26の事業者が参加されていること、加えて、推進と周知について前向きな答弁がなされました。

ちなみに、総務委員会で視察させていただいた久留米市では登録事業者数が圧倒的に多く、消防団への応援の力強さを感じさせていただきました。

改めて、現在の状況と今後についてお聞かせください。

消防ポンプ車についてお聞きします。

平成29年6月の法改正で3.5トンから7.5トンまで運転できる準中型免許が新設されたことから、普通免許で運転できるのは3.5トンまでとなり、消防団が使用する現在の消防ポンプ車については5トン車のため運転できなくなりました。

本市においては、消防自動車を運転できる団員を確保するため、準中型免許取得のため助成制度を実施しているところです。

しかし、既に普通運転免許で運転可能な3.5トン車をベースにした消防ポンプ車が開発されていることから、円滑な消防団員確保のためにも新型車両を導入すべきと考えます。ご所見をお聞かせください。

あわせて、消防団員の活動を支援する目的で、消防団活動支援アプリの導入が計画されています。この詳細についてもお知らせください。

6項目めは、がん検診の受診の促進についてお伺いします。

胃がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんの5つのがんはそれぞれ特定の方法で行う検診を受けることで早期に発見でき、さらに治療を行うことで死亡率が低下することが科学的に証明されています。

まず初めに、本市が推進するがん検診の検診率や周知の方法等、取組についてお聞かせください。

早期で見つけることができれば、がんは怖い病気ではありません。精密検査が必要と判定されたら早期がんを見つけられるよい機会と捉え、精密検査を受けることが必要です。

検診を受けられた方のうち一定の割合で要精密検査と判定されます。さらに再検査を受け、実際にがんが見つかる場合があります。

それぞれの割合について、どのような比率になっているのかお聞かせください。

ここで心配されることは、要精密検査と判定されても検査を受けられない方がいるのではないかと考えます。

そこに一定の割合でがんが潜んでいる可能性があります。がん検診受診率とともに要精密検査率も上げる必要があります。本市はどのように考え、対応されているのかお聞かせください。

次に、がんを発症された方とご家族への支援についてお伺いします。

患者やご家族にとって未知の事柄や、短時間で判断すべきこともあり、不安なことがたくさんあると考えます。

治療の方法やセカンドオピニオンについて、また、日常生活など様々な悩みに寄り添い、支えるために医師や看護師、社会福祉士による相談が必要と考えます。

また、利用できる制度等の周知など、本市の取組をお聞かせください。

厚生労働省が指針で検診受診を勧めるがんは胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんであり、いわゆる対策型がん検診の受診です。これら以外の任意型がん検診にも受診を促す施策が必要と考えます。本市のご見解をお聞かせください。

7項目めは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術についてお伺いします。

これまでも本会議質問で取り上げてきましたが、本市が行う飼い主のいない猫、不幸な猫を減らすためのTNR活

動を支援する不妊去勢助成事業を大いに評価します。予算規模の拡大と助成金額の増加など、着実な事業の進捗があると考えます。

まず初めに、この事業を開始して以来の状況についてお聞かせください。

この活動は今や全国に広がりを見せ、兵庫県内でも多くの自治体において同様の制度があります。それだけ住民生活に密着し、需要がある制度であると考えます。

一方で、その内容は財源や仕組みを含めて様々な違いがあるようです。

助成金額の差をはじめ、妊娠が判明した場合、墮胎処置費を加算したり捕獲送迎の費用を助成、また、ワクチン接種やノミ駆除薬の費用を負担する自治体があるなど様々な差異が見られます。

また、自治体によっては自らの自治体に不妊去勢する施設が少ないことから、他の自治体にある動物病院を協力病院として指定しているところもあります。

一方、個人のボランティアの方については、捕獲した後、不妊去勢手術までの期間を自宅で保護している方もおられ、ワクチン接種を自己負担されるなど飼い主のいない猫の問題は地域の問題であるにもかかわらず、個人の力に負っている状況もしばしばお聞きします。

そこでお伺いします。

この問題は1自治体の制度にとどめることなく、できれば近隣の市町と連携した事業とするべきではないでしょうか。広域で同じ制度が用いられ、公平な制度であるべきと考えます。お考えをお聞かせください。

以上で、私の第1問を終わります。

○石堂大輔議長

井上副市長。

○井上泰利副市長（登壇）

私からは、1項目め、4項目め及び5項目めについてお答えいたします。

まず1項目めの1点目、区分所有法等の改正につきましては、マンション管理の円滑化を目的として総会成立、招集手続、修繕積立金、多数決要件の見直しなどが行われております。

具体例を挙げますと、これまで特別決議において全ての区分所有者が多数決の分母とされていたものが、総会に出席した区分所有者に見直されます。

また、マンション再生等に係る決議において、これまで

合意形成が難しかった、建て替えなどの大規模な工事を行う際に区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要していましたが、耐震性の不足など客観的な事由を満たす場合には各4分の3以上の賛成に見直されます。

そのほかにも、所在等が不明な区分所有者がいる場合には裁判により決議の分母から除外する制度が新設されるなど、意思決定がしやすくなり、危険なマンションの減少や安全で快適な住環境の維持が期待されます。

一方、管理規約の改正法に抵触する部分は無効となるなど、マンション管理組合や居住者への影響が非常に大きいため、国からの通知を各管理組合に対し情報提供するとともに、市主催のマンション管理基礎セミナーにおいて改正内容や標準管理規約の見直しなどについて周知したところでございます。

次に、2点目につきましては、議員お示しのとおり、マンション管理への関心の高さは適切な維持管理や資産価値の保全に直結する重要な要素でございます。

本市では、令和5年4月から管理計画の認定制度を運用しており、認定実績は増加傾向にあります。

この背景には、マンション管理組合の意識の高まりがあるものと考えられるため、今後も、管理組合への周知を継続するなど、より多くのマンションが適正に管理されるよう支援してまいります。

次に3点目でございますが、市内のマンションにおける住宅宿泊事業の届出及び旅館業法に基づく許可申請はこれまでございません。

また、マンション以外での民泊につきましては、これまでの届出及び許可件数は合計41件で、夜間騒音の苦情が1件ございました。

次に4点目でございますが、市営住宅は低額所得者に対して住宅を供給しているため、保険への加入を強制することは困難であると考えております。

一方で、火災などが発生した場合には居住者にとって経済的に大きな損失のおそれがあるため、保険加入には一定のメリットがあると考えております。

そのため、入居時に火災等のリスクを説明して保険加入を促すほか、入居後も定期的に文書を送付しており、今後も啓発に努めてまいります。

次に、4項目めの1点目につきましては、新エネルギーが関連する火災では隊員が感電するおそれもあるため、防護措置を取るなど慎重な対応を取っております。

新エネルギーに起因する火災は、近年全国的に増加傾向にあるものの大規模な火災事案は管内では発生しておりません。他都市で社会的影響の大きい火災が発生した際には、類似事案の発生に備え事前準備を行っております。

火災予防への取組としまして、太陽光発電パネルの設置は火災予防条例において届出義務はございませんが、一定規模以上の太陽光発電設備に付随して変電設備や蓄電池設備が設置される場合には届出対象に該当するため、変電設備等の基準への適合を指導しております。

また、電気自動車、燃料電池自動車などは消防法令の規制対象外となっております。

近年、火災の原因となることが多いモバイルバッテリーなどのリチウムイオン電池については条例の規制や届出義務がないため、火災予防広報としてリチウムイオン電池の取扱いに関して市のホームページなどに掲載し注意喚起しております。

次に、2点目でございますが、感震ブレーカー設置助成事業の対象地域は兵庫県が定める密集市街地でございます。

密集市街地とは、都市計画法及び密集市街地における防災街区の整備に関する法律において、老朽化した木造建築物や十分な公共施設がなく火災や地震時の延焼防止や避難機能が確保されていない地域を指し、本市においては7地域が指定されております。

助成額は、姫路市と県で合わせて上限7,000円程度を想定しており、将来的には対象地域の全6,000世帯への設置を目標に、令和8年度は1,000世帯の設置を目指してまいります。

初年度において県と連携した制度設計を行い、できるだけ早期に助成を案内できるよう制度を構築してまいります。

次に、助成に係る機種及び工事でございますが、感震ブレーカーには複数のタイプがあり、設置費用も数千円から10万円弱と多岐にわたります。

本市では機種や工事に制限を設ける予定はありませんが、設置費用や設置のしやすさなどを考慮しコンセントタイプを推奨していきたいと考えております。

助成制度の周知と設置促進方法につきましては、該地域に対して、直接チラシの投函や回覧等により個別に周知と設置促進を進める予定でございます。

また、全市民に対して感震ブレーカーの有効性を普及、

推進していくことも必要と考えており、各種広報媒体や機会を捉えて多角的な啓発に取り組んでまいります。

続いて、5項目めの1点目でございますが、女性消防団員を採用している消防団は全国的に年々増加しております。

本市でも、平成24年3月より女性消防団員を採用し、現在21名の女性消防団員が広報活動や応急手当の普及啓発活動に加え、災害時の後方支援活動に従事しております。

女性ならではの視点が消防団の組織の活性化や地域防災に重要であることから、活動内容の広報を強化するとともに、性別を問わず誰もが活動しやすい環境を整えることで入団促進を図りたいと考えております。

次に2点目でございますが、全国的な割引サービス制度である全国消防団応援の店と同様の趣旨で、本市では兵庫県の消防団員応援事業所制度を推進しております。

この制度は、兵庫県、県の消防協会及び県内各市町の相互協力による取組として平成28年から始まり、地域の企業、店舗等が消防団員応援事業所となって消防団員に対して一定の特典を設けることにより、消防団活動を地域全体で応援する機運を高め、地域の活性化につなげることを目的としており、本市では現在26事業所が登録されております。

消防団の充実強化にも寄与できる制度であるため、市民の方への周知広報を強化し、地域を挙げて消防団活動への理解と協力を深めていきたいと考えております。

次に3点目でございますが、本市では令和6年度より現行車両の運転に必要な準中型免許の取得補助を実施しておりますが、普通免許で運転可能な車両導入の必要性についても認識しており、地域の地理的条件や団員構成に応じ、現行よりも小型の消防車両の導入も選択肢として検討しているところでございます。

最後に4点目でございますが、出動指令から出動状況の把握、現場情報の共有、事後処理まで、消防団活動を一元管理できるアプリを令和8年度に運用開始する予定でございます。

リアルタイムの情報共有や各種報告の電子化により消防団活動の見える化と事務処理の効率化を図り、団員の負担軽減と迅速な出動体制の構築を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長（登壇）

私からは、2項目めについてお答えします。

森林経営を持続的に行う上で林業従事者の確保・育成は不可欠でございますが、林業は厳しい自然環境の中での作業が多いことなどから定着率が低くなっており、課題であると認識しております。

このため、まずは本庁舎のデジタルサイネージを活用し林業を専攻する学生の確保に向けた広報活動を行うとともに、農林漁業まつりなどのイベントにおいて学校紹介などをすることなど、林業に興味を持つ若者の掘り起こしに努めております。

また、林業は天候によっても施業が制限され、事業体の収益に直結する側面がございますが、市が委託している森林巡視、林道簡易点検、巡視状況のデータ作成などの業務は天候に大きく左右されないことから、結果として収入の安定化につながっていると考えております。

加えて、施業を実施する上で必要となる資格取得の助成につきましては、森林環境譲与税を活用した人材確保・育成支援事業により、雇用主である林業事業体に対し資格取得費用や研修会・講習会等への参加費用を助成することで、人材の確保・育成に向けた支援を行うとともに、国などが実施している緑の雇用事業など、林業従事者の育成に関する事業内容について本市のホームページなどで情報発信を行ってまいります。

次に、作業時における安全対策についてでございますが、業務委託しているものについて、危険を伴う作業においては現場の困難度に応じた適切な施業方法が行えるよう価格を決定しており、安全を確保した上で森林施業ができるよう配慮しております。

また、人材確保・育成支援事業により林業事業体が新規林業従事者のために購入する防護服や熱中症対策、蜂等のアレルギー対策の安全装具品の費用を助成するなど、側面的な支援も実施しております。

次に、木材活用の推進についてでございますが、本市市有林から搬出される木材を使い、公共施設で使用するカウンターや待合ベンチ、テーブル等を作成し市民の目に触れやすい場所に設置することで、姫路市産木材の活用と普及を図っております。

また、木のぬくもりなどの効果を感じてもらえるよう、農業振興センター研修棟や大塩こども園の内装、さらには書写山観光施設に県産材を含む地域産木材を活用しております。

次に、森林地籍調査事業の進捗状況についてでございますが、旧安富町域においては平成16年度から地籍調査を開始し、現在調査対象となる山林面積の約7割まで完了しております。

令和4年度からは、調査期間が短縮可能な航空レーザー測量等を活用した新たな手法であるリモートセンシング技術による地籍調査を行っており、進捗率の向上を図っております。

最後になりますが、未整備森林の解消への取組についてでございます。

原則として民有林の管理責任は地権者でございますが、所有形態や費用面などから地権者だけでは対応できない場合があります。

そのため、本市におきましては森林環境譲与税を活用した集落周辺森林整備事業等により、行政主導で民家裏等の危険木伐採などを実施するとともに、令和7年度からは地域の方が主体となって実施する森林整備に係る費用を助成する市民参加型森林整備事業や、市民が広く利用する公共インフラ施設周辺の危険木伐採を含む森林整備に係る費用を助成する公共インフラ施設周辺森林整備事業を創設いたしました。

今後も、引き続き地域の皆様と連携して未整備森林の解消に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○石堂大輔議長

村田危機管理担当理事。

○村田 泉危機管理担当理事（登壇）

私からは、3項目目についてお答えいたします。

まず、被災者生活再建支援システムの概要についてでございますが、本市では災害時の被災者支援を迅速かつ効果的に実施するため、デジタル技術を活用した県下統一システムを導入し、罹災証明書の発行や被災者管理業務などを行う一元管理を行うこととしております。

災害時には、被害推定に基づく調査計画の自動作成やタブレットによる即時入力が可能となるほか、罹災証明書の申請受付や各種支援金、税の減免措置などの進捗管理を一元的に行うことができます。

また、平時には避難行動要支援者の避難時に必要な支援を明記した個別避難計画の作成などへの活用が期待できるため、要支援者の避難支援体制の構築に役立てられるよう検討を進めてまいります。

次に、導入効果でございますが、被災者にとっては申請から給付までの流れが円滑となり、生活再建までの時間短縮やマイナポータルを活用したオンライン申請、住民基本台帳との連携による手続等の簡素化により負担の軽減につながります。

また、市職員にとっては関係部局で情報共有を行いながら業務を進め、被災者ごとの支援状況の把握により支援漏れや重複等の防止につながることを期待できます。

加えて、県下統一システムの導入による広域災害時の自治体間連携や応援受入体制の円滑化が図られるなど、効果的な被災者支援につながるよう令和8年度中の運用開始を目指し、必要な準備を進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監（登壇）

私からは、6項目目及び7項目目についてお答えいたします。

まず、6項目目のがん検診の受診促進についてでございますけれども、がん検診の受診率につきましては、胃がん検診が4.4%、肺がん検診が3.6%、大腸がん検診が6.5%、子宮がん検診が21.8%、乳がん検診が26.0%となっております。

周知方法につきましては、広報ひめじや検診ガイドブックの全戸配布、自治会掲示板でのポスターの掲示、チラシの回覧等を実施しております。若者や壮年期の比較的若い年齢層に対しましては、LINE、フェイスブックのSNSを活用して啓発を実施しております。

また、多くの市民が集まる商業施設や姫路駅におきましては、デジタルサイネージによる啓発も実施しております。

啓発チラシの作成につきましては、市民の関心を引き、がん検診を受診したくなるような内容となるよう、ナッジ理論を取り入れております。

次に、要精密検査者の割合とがん発見率についてでございます。

本市の令和6年度のがん検診の受診者における要精密検査者の割合は、胃がん検診が9.5%、肺がん検診が1.9%、大腸がん検診が4.9%、子宮がん検診が1.7%、乳がん検診が5.1%でございます。

また、要精密検査者におけるがん発見率は、胃がん検診

が1.7%、肺がん検診が9.5%、大腸がん検診が4.6%、子宮がん検診が0.5%、乳がん検診が7.1%でございます。

要精密検査の受診率を上げる必要性についての本市の考えとその対応についてでございますが、がん検診を受け要精密検査となり、仮にがんであった場合におきましても、早期発見であれば治療効果が高く、患者の心身の負担も軽く済むため、確実に受診につなげることが重要であると認識しております。

したがいまして、本市では要精密検査者のうち未受診の者に対しましては、検診結果を送付後、3か月目と6か月目に再勧奨を行っております。

その結果、本市における要精密検査受診率は、肺がん検診が89.5%、乳がん検診が87.3%、胃がん検診が36.5%、大腸がん検診が78.9%、子宮頸がん検診が72.8%でございます。

次に、がん患者とその家族への支援や制度の周知における本市の取組についてでございます。

がんに関する相談窓口としましては、がん相談支援センターが市内の3か所のがん診療連携拠点病院に設置されております。この3か所と申しますのは、姫路医療センター、姫路赤十字病院、そして県立はりま姫路医療センターでございます、に設置されており、看護師やソーシャルワーカーに治療や副作用、日常生活など様々な悩みを相談することができます。

本市では、がん患者やその家族からこれらの相談があった際にはがん相談支援センターを案内しております。検診ガイドブックにおきまして、がんの相談先として掲載し周知をしております。

また、本市ではがんの治療による外見の変化の悩みを支援するアピアランスサポート事業や在宅ターミナルケア支援事業等を行っており、随時がん相談支援センターに制度の説明や情報共有を行い、制度を必要とする患者の支援に役立てられるよう連携を図っております。

最後に、任意型がん検診にも受診を促す施策についての本市の見解についてでございます。

本市は、国が示しますがん検診実施のための指針に従いまして、科学的根拠に基づいた方法により検査が確立している5つのがんについて対策型がん検診を進めております。

これら以外の任意型がん検診は、指針において対策型がん検診として実施することが推奨されておられませんので、本市におきましては現時点で実施は考えておりません。

今後も国の動向を注視いたしまして、効果的ながん検診の実施に努めてまいります。

続いて、7項目めの飼い主のいない猫の不妊去勢手術についてでございますが、本事業は、平成30年度の事業開始以降、令和8年1月末までの約8年間で雄1,677頭、雌2,121頭、計3,798頭の不妊手術を実施しており、予算執行率は令和2年度以降は毎年90%以上となっております。

令和5年度からは予算額を300万から550万に増額し、さらに今年度から雄の助成上限額を5,000円から6,000円に引き上げました。

事業効果の検証としましては、動物管理センターにおける子猫の収容頭数が、平成30年度は231頭から令和6年度に20頭と10分の1以下と大幅に減少しており、一定の不妊手術助成事業の成果が確認できたと判断しております。

姫路市飼い主のいない猫不妊手術助成制度は、繁殖を抑制し地域の良好な生活環境を保全する公益目的から定められており、1頭でも多くの不妊手術を実施することに主眼を置き、事業を継続してまいりました。

周辺自治体では、保護猫団体の支援として室内保護飼育を目的としたワクチン接種費及び輸送費の助成があることは認識しておりますが、各市町における地域特性、猫の生育状況、個人ボランティアの取組等により自治体の対応が異なるため、現段階では近隣自治体と連携した広域的かつ公平な制度を運用することは困難であると考えております。

今後は、地域住民や個人ボランティアの取組手法や要望を丁寧に聴取し、本市に合ったよりよい制度となるよう検討を続けてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監

大変失礼しました。答弁中、胃がん検診の受診率につきまして、86.5%とご説明するべきところ36.5%と発言してしまいました。

お詫びして訂正させていただきます。

以上でございます。

○石堂大輔議長

以上で、西本眞造議員の質疑を終了します。